第百七十七条第一項第五号中「第五十四条第二項」の下に「、第五十四条の四第三項、第五十四条の五第五項、第五十四条の六第二項、第五十四条の七第二項」を、「第八十条第二項」の下に「、第八十条の四第三項、第八十条の五第四項、第八十条の六第二項、第八十条の七第二項」を加え、同項第十号中「第五十一条第二項ただし書」の下に「第五十四条の五第一項ただし書」を、「第三項ただし書」の下に「、第八十条の五第一項ただし書」を加える。

第百八十九条第一項中「並びにガス事業者」を「、第百七十一条第二項及び第三項の規定による権限、ガス事業者」に、「を委員会」を「並びに第百七十二条第二項の規定による権限を委員会」に改める。

第百九十六条中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四　第五十四条の二又は第八十条の二の規定に違反してガス小売事業又はガス製造事業を営んだ者

第百九十九条第一号中「第五十四条第二項」の下に「、第五十四条の四第三項、第五十四条の五第五項、第五十四条の六第二項、第五十四条の七第二項」を、「第八十条第二項」の下に「、第八十条の四第三項、第八十条の五第四項、第八十条の六第二項、第八十条の七第二項」を加える。

第二百一条第十二号中「又は第三項」を「、第二項又は第四項」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第十一号中「又は第三項」を「から第三項まで又は第五項」に改め、同号を同条第十二号とし、同条中第七号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七　第五十四条の八第二項又は第八十条の八第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第二百二条第三号中「第百七十一条第二項」を「第百七十一条第四項」に改め、同条第四号中「第百七十二条第二項」を「第百七十二条第三項」に改める。

第二百三条中「使用人その他の」を削り、同条第一号及び第二号中「第七号及び第八号」を「第八号及び第九号」に改める。

（熱供給事業法の一部改正）

第七条　熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「許可」を「登録」に、「第十九条」を「第十九条の三」に、「第三十三条の二」を「第三十三条の三」に改める。

第二条第三項中「許可」を「登録」に改める。

第二章の章名を次のように改める。

第二章　事業の登録

第三条の見出しを「事業の登録」に改め、同条中「、供給区域ごとに」を削り、「許可」を「登録」に改める。

第四条の見出しを「（登録の申請）」に改め、同条第一項中「許可」を「登録」に、「、次の」を「、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる」に改め、同項第一号中「その代表者の氏名及び住所」を「、その代表者の氏名」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地

第四条第一項第三号中「次の」を「次に掲げる」に改め、同項に次の四号を加える。

四　他の者から熱供給事業の用に供するための加熱され、若しくは冷却された水又は蒸気の供給を受ける場合にあつては、当該水又は蒸気の熱量に関する事項

五　熱供給の相手方の熱供給に対する需要に関する事項

六　事業開始の予定年月日

七　その他経済産業省令で定める事項

第四条第二項中「その他」を「、第六条第一項各号（第四号及び第五号を除く。）に該当しないことを誓約する書面、熱供給事業を適正かつ確実に遂行する体制の整備に関する事項を記載した書類その他の」に、「添附しなければ」を「添付しなければ」に改める。

第五条から第十二条までを次のように改める。

（登録の実施）

第五条　経済産業大臣は、第三条の登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を熱供給事業者登録簿に登録しなければならない。

一　前条第一項各号（第七号を除く。）に掲げる事項

二　登録年月日及び登録番号

2　経済産業大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

（登録の拒否）

第六条　経済産業大臣は、第四条第一項の申請書を提出した者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一　この法律の規定又はこれに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二　第十条第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三　法人であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

四　熱供給事業を適正かつ確実に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有するものとして経済産業省令で定める基準に適合しない者

五　熱供給の相手方の熱供給に対する需要に応ずるために必要な供給能力を確保できる見込みがないと認められる者その他の熱供給を受ける者の日常生活又は事業活動上の利便の確保を図る上で適切でないと認められる者

2　経済産業大臣は、前項の規定による登録の拒否をしたときは、理由を記載した文書をその申請書を提出した者に送付しなければならない。

（変更登録等）

第七条　熱供給事業者は、第四条第一項第三号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、経済産業大臣の変更登録を受けなければならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2　前項の変更登録を受けようとする熱供給事業者は、経済産業省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

3　第四条第二項及び前二条の規定は、第一項の変更登録に準用する。この場合において、第五条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「変更に係る事項」と、前条第一項中「第四条第一項の申請書を提出した者が次の各号」とあるのは「変更登録に係る申請書を提出した者が次の各号（第二号を除く。）」と読み替えるものとする。

4　熱供給事業者は、第四条第一項各号（第三号から第五号までを除く。）に掲げる事項に変更があつたとき、又は第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

5　経済産業大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、その届出があつた事項のうち第五条第一項第一号に掲げる事項を熱供給事業者登録簿に登録しなければならない。

（承継）

第八条　熱供給事業の全部の譲渡しがあり、又は熱供給事業者について相続、合併若しくは分割（熱供給事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、熱供給事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該熱供給事業の全部を承継した法人は、熱供給事業者の地位を承継する。ただし、当該熱供給事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該熱供給事業の全部を承継した法人が第六条第一項各号（第四号及び第五号を除く。）のいずれかに該当するときは、この限りでない。